特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	被災者台帳作成に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

坂出市は、被災者台帳作成に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣 言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

坂出市長

公表日

令和7年10月29日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	被災者台帳作成に関する事務				
②事務の概要	・被災者にたいする支援漏れや手続の重複をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に管理する。 ・り災証明書、被災家屋の所有者への被災家屋証明書の発行などの各種支援をおこなう。				
③システムの名称	被災者支援システム				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
被災者支援システムファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の55の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令第28条				
4. 情報提供ネットワークシ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表80の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	総務部 危機管理課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	坂出市 総務部 総務課 行政·法制管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5002				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	坂出市 総務部 危機管理課 防災係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5023				
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	27年1月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点				
3. 重大事故						
	過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 株又は全項目評価書において、リ		
されている。					
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシス	テムを通じた人	、手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	ı]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、被災者台帳作成に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄					

9. <u>監査</u>							
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
11. 最も優先度が高いと考	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策						
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	基幹システムへのアクセスが可能な職員は、ICカード認証とパスワードによる二要素認証によって限定しており、アクセス可能な職員を異動ごとに設定することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月12日	I 5②所属長の役職名	危機監理室長 笠井 武志	室長		
令和1年6月12日	Ⅳリスク対策		様式変更による項目の追加		
令和7年10月29日	I 3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の36の2の項	番号利用法第9条第1項 別表の55の項		
令和7年10月29日	I 4①情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携		実施する		
令和7年10月29日	1.4(2)情報提供なットワークシ		番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 80の項		
令和7年10月29日	1.8特定個人情報ファイルの	坂出市 総務部 職員課 危機監理室 防災係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5023	坂出市 総務部 危機管理課 防災係 〒762-		
令和7年10月29日	Ⅳ8人手を介在させる作業		十分である		
	IV8人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18 日デジタル庁)に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、被災者台帳作成に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄		
令和7年10月29日	IV11最も優先度が高いと考え られる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策		
令和7年10月29日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分		十分である		
令和7年10月29日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		基幹システムへのアクセスが可能な職員は、IC カード認証とパスワードによる二要素認証によっ て限定しており、アクセス可能な職員を異動ごと に設定することで、アクセス権限の適切な管理を 行っていることから、権限のない者(元職員、ア クセス権限のない職員等)によって不正に使用さ れるリスクへの対策は「十分である」と考えられ る。		